

再犯防止に向けた取組等について

1. 再犯防止の現状と課題

滋賀県の状況として、令和3年における刑法犯検挙総数（1,893人）に占める再犯者数（868人）の割合は45.9%である。

本県では、県再犯防止推進計画（平成31年度～令和5年度）に基づき、再犯防止の取組を進めている。

国においては令和4年度中に「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定が予定されているが、本県では19市町中12市町で再犯防止推進計画が策定済みであり（令和4年3月末時点）、こうした地方での取組や令和2年度まで実施されていた「地域再犯防止推進モデル事業」の成果を踏まえ、本県においても、令和5年度に第二次再犯防止推進計画の策定を予定している。

2. 本県の取組状況

（1）保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続実施。

- ①滋賀県地域生活定着支援センター事業（H21～）
- ②再犯防止地域支援員設置事業（H30～）
- ③事業所等相談アドバイス事業（H30～）

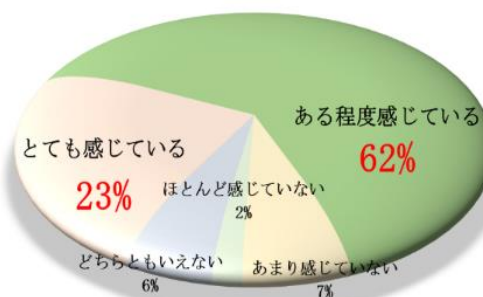
（2）県と更生保護協力組織との連携強化

- ・県独自の顕彰制度の創設（知事感謝状）（R3～）
- ・県民向けフォーラム開催（R3～）
- ・保護司アンケートの実施（R3）
- ・保護観察期間終了者への見守り支援（R4～）

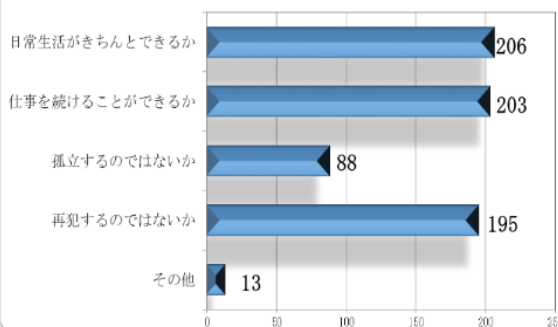


（更生保護事業関係者顕彰式典）

◆保護観察終了対象者の今後に不安



◆保護司が終了対象者に抱く不安の内容



(3) 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

- ・入札参加資格審査の優遇制度の拡充 (R4～)
- 間接雇用についても加対象とする。

(4) 更生保護に関する啓発活動

法務省、保護観察所と連携した啓発の実施

- ・総理大臣メッセージ伝達式
- ・イエローライトアップ点灯式 (R4～)
- ・地域連携協議会を法務省と共催で開催
計3回 (R3)



(イエローライトアップ点灯式)

(5) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」

- ①再犯防止に協力する民間の方々が活動しやすいよう、より一層支援していく「支え手よし」
- ②罪を償って立ち直ろうとする人が、繰り返し犯罪に手を染めることがないようにより一層支援する「受け手よし」
- ③職種・多分野による地域の支援ネットワークの構築により、地域の皆様が安心して暮らすことのできる社会の実現に努める「地域よし」



(『再犯防止「三方よし」宣言』署名式)



(6) 国への提案・要望等

- ・国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定
- ・地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援
- ・門山法務副大臣との意見交換



(法務省への政策提案)